

1 障がいに関する相談について

1

1. 相談支援事業について **共通**

障害者総合支援法では、障がいのある人が、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言及び関係機関との連絡調整等を行う「相談支援事業」を実施するよう定めています。

この「相談支援事業」は、住民に最も身近な存在である市町村、市町村の委託を受けた相談支援事業者及び県又は市町村の指定を受けた指定相談支援事業者が行っています。(県は、特に専門性の高いものや広域的な対応が必要な相談支援について行っています。)

相談支援事業の利用については、市役所及び町村役場、又は各相談支援事業者にお問い合わせください。

問 市役所及び町村役場
指定相談支援事業者
委託相談支援事業者

(市役所及び町村役場は p 73～75、指定相談支援事業者は p 128～135、委託相談支援事業者については p 145～146 を参照してください。)

2. 障がい全般に関する相談について

障がいにおける全般的な相談については、障がいの種類に応じて以下の相談窓口で行っています。

(1) 身体障がいについて **身障**

全般的な相談は、市役所や町村役場でお受けしています。また、成人の方については身体障害者更生相談所で、児童については子ども相談センターでも相談を行っています。このほか、県下各地の身体障害者相談員にもご相談ください。

問 市役所及び町村役場
身体障害者更生相談所
子ども相談センター
身体障害者相談員
県障害福祉課

(2) 知的障がいについて **知的**

全般的な相談は、市役所や町村役場でお受けしています。また、18歳以上の知的障がい者については知的障害者更生相談所で、18歳未満の知的障がい児については子ども相談センターでも相談を行っています。このほか、県下各地の知的障害者相談員にもご相談ください。

問 市役所及び町村役場
知的障害者更生相談所
子ども相談センター
知的障害者相談員
県障害福祉課

(3) 心の健康や精神障がいについて **精神**

面談による相談は、県精神保健福祉センター及び県保健所の専門の相談窓口において行っています。また、電話による相談は「こころのダイヤル119番」を設置しています。

また、お住まいの市町村の保健センターの保健師も、相談をお受けしています。

(面談相談) 予約制

県精神保健福祉センター

- ・ 火曜日を除く月～金曜日(祝日及び12月29日～1月3日を除く)

県保健所

- ・ 保健所により異なりますので、お住まいの住所地を管轄する保健所にお問い合わせください。

(電話相談) こころのダイヤル119番(058-233-0119)

- ・ 月～金曜日 午前10時～午後4時(祝日及び12月29日～1月3日を除く)

問 県精神保健福祉センター
県保健所
こころのダイヤル119番
市町村保健センター

(4) 療育について 児童

保健所、子ども相談センター、お住まいの市町村窓口では、お子さんの障がい又は障がいのおそれについての不安や悩みごとについて、相談に応じています。

また、障がい者総合相談センター内にある発達障害者支援センターのぞみは、自閉症などの発達障がいについての相談に応じています。

この他、希望が丘こども医療福祉センターでは、地域療育システムの支援事業により、障がいのあるお子さんが住み慣れた地域で必要な療育を受けられるよう、療育関係者の資質向上及び「地域療育システム」の構築に取り組む市町村に対する支援を実施しています。

問 市役所及び町村役場
子ども相談センター
県立希望が丘こども医療福祉センター
発達障害者支援センターのぞみ
知的障害者更生相談所
県障害福祉課発達障害支援係

(5) 障がい全般に関する相談窓口について**①市役所・町村役場 共通**

障がい者の方に対する相談や支援サービスは、居住地の市役所、町村役場又は保健センターで行っています。たとえば医療を受けたいとき、義肢や車いす等の補装具が必要なとき、施設に入所したいとき、在宅サービスを受けたいとき、日常生活や社会活動を行ううえで困っているようなときなど、いつでも相談することができます。

精神障がい者の方からの、社会復帰や福祉サービス等の利用に関する相談、助言、利用の調整・斡旋は、居住地の市町村で行っています。

(市役所及び町村役場の所在地は p73～75 のとおりです。)

②身体障害者更生相談所 身障

身体障がい者の方に対して医師・義肢装具士・身体障害者福祉司などの専門職員が医学的・心理学的判定及び相談・指導を行っています。また、身体障害者手帳の交付に係る事務を行っています。

- ・所在地 岐阜市鷺山向井 2563-18 岐阜県障がい者総合相談センター内
(TEL 058-231-9715 FAX 058-231-9716)
- ・相談所における判定日は次のとおりです。

科 目	判 定 日	受 付 時 間
整 形 外 科	毎週木曜日	午後 1 時 3 0 分～2 時 3 0 分
耳 鼻 科	毎月第 1 月曜日	午後 1 時 3 0 分～2 時 3 0 分
眼 科	随時 (相談所に確認してください。)	

なお、地理的に不便な地域の方のために巡回相談を行っています。

③知的障害者更生相談所 知的

医師・心理判定員・ケースワーカーなどの専門職員が、知的障がいに関する医学的・心理的及び職能判定を行っています。

遠隔地で来所が困難な方や外出が困難な方のために、巡回相談も実施しています。

- ・所在地 岐阜市鷺山向井 2563-18 岐阜県障がい者総合相談センター内
(TEL 058-231-9723 FAX 058-233-5133)

④発達障害者支援センターのぞみ 発達

自閉症をはじめとした発達障がいのある方やその家族、及び関係機関(市町村・障がい児(者)施設・幼稚園・保育園・教育機関等)で働いている方々に対して、心理職員等の専門職員が、相談支援等を行っています。

- ・所在地 岐阜市鷺山向井 2563-18 岐阜県障がい者総合相談センター内
(TEL 058-233-5116 相談専用 TEL 058-233-5106 FAX 058-233-5131)

⑤子ども相談センター 児童

障がい児の問題について、医師・心理判定員・ケースワーカーが専門的、総合的な判定及び必要な助言・指導や施設入所手続などを行っています。(子ども相談センターの所在地は p73 のとおりです。)

⑥保健所 **精神**

こころの健康、アルコール、思春期、青年期、認知症等について精神科医・保健師が相談に応じています。
(保健所の所在地は p72 のとおりです。)

⑦精神保健福祉センター **精神**

医師、保健師、ケースワーカー、臨床心理士などの専門職員が、精神障がい者の方やご家族からのメンタルヘルスに関する相談に応じています。

所在地 岐阜市鷺山向井 2563-18 岐阜県障がい者総合相談センター内
TEL 058-231-9724 FAX 058-233-5133

⑧民生委員・児童委員 **共通**

各市町村の各地区に配置され、住民の方々の最も身近なところで相談に応じ、援助を行うほか、市役所や子ども相談センターなどの関係機関と支援を必要とする方々とを結ぶパイプ役として活動しています。

問 市役所及び町村役場

⑨身体障害者相談員 **身障**

身体に障がいのある方を中心に身体障がい者の福祉に熱意のある方が相談員となり、身体障がい者の立場になって身体障害者手帳や補装具費の支給等をはじめとする障がい者の身近な問題についていろいろな相談に応じています。

※1 相談員名簿は、p 77～87 のとおりですが、掲載されていない相談員もいます。

※2 相談受付 居住地の市役所・町村役場でおたずねください。

問 市役所及び町村役場

⑩知的障害者相談員 **知的**

知的障がい者の福祉に熱意のある方が相談員となり、療育手帳の取得や日常生活用具の給付等をはじめ、知的障がい者の家庭における療育・生活などに関する相談に応じ、施設入所や就学・就職などについて関係機関との連絡にあたります。

※1 相談員名簿は、p 87～90 のとおりですが、掲載されていない相談員もいます。

※2 相談受付 居住地の市役所・町村役場でおたずねください。

問 市役所及び町村役場

⑪難病生きがいサポートセンター **難病**

難病の総合的な相談を電話、FAX、メール等で受け付けています。また、専門の医師による電話相談、医療福祉相談会を疾患ごとに定期的に行っております。

所在地 岐阜市下奈良 2-2-1 福祉農業会館内
(TEL/FAX 058-214-8733)

3. 専門的な相談事業等について

(1) 療育及び発達障がいに関する専門的な相談事業

①障がい児等療育支援事業 **児童**

在宅の重症心身障がい児、知的障がい児、発達障がい児等であって、障害福祉サービス（居宅介護サービス以外）等を利用できない状況にある障がい児等に対し、地域の中核的障がい児等支援施設の専門職員が療育を実施することにより、地域生活を送るうえでの生活能力の維持・向上を図ります。

・実施施設

圏域	施設名	所在地	電話番号	運営主体
岐阜	恵光学園	〒502-0082 岐阜市長良東 3-93	058-296-0107	岐阜市
	岐阜市子ども若者総合支援センター	〒500-8813 岐阜市明德町 11	0120-43-7830	岐阜市
	生活サポートはしま・相談支援センター	〒501-6232 羽島市竹鼻町狐穴 3040-1	058-392-2800	(福)万灯会

圏域	施設名	所在地	電話番号	運営主体
西濃	大垣市柿の木荘	〒503-0848 大垣市古宮町 397-1	0584-89-9500	(福)大垣市社会福祉事業団
中濃	ひまわりの丘地域生活支援センター	〒501-3938 関市桐ヶ丘 3-2	0575-23-2551	(福)岐阜県福祉事業団
	県立陽光園	〒501-3705 美濃市立花 1155-5	0575-35-0511	(福)岐阜県福祉事業団
東濃	恵那たんぼぼ地域生活療育支援センター	〒509-7201 恵那市大井町 2716-72	0573-22-9121	(福)たんぼぼ福祉会
飛騨	ひだ障がい者総合支援センターぶりずむ	〒506-0025 高山市天満町 4-64-8 第一ビル	0577-32-6280	(福)飛騨慈光会

②重症心身障がい在宅支援センター **重心**

在宅で暮らす重症心身障がい児者とその家族等に対し、医療、福祉、生活等の相談を行います。また、交流会、機関誌の発行などを通じて、家族間のネットワークづくりなどを行います。

・実施施設

圏域	施設名	所在地	電話番号
岐阜	重症心身障がい在宅支援センター「みらい」(岐阜県看護協会内)	〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14番53号 (OKBふれあい会館 1棟5階)	058-275-3234

③圏域発達障がい支援センター(発達障がい児療育地域支援センター事業) **発達**

発達障がい専門支援員が地域の支援機関に対し、在宅の発達障がい児の専門的な療育に関する助言を行うことにより、発達障がい児及びそのご家族の地域生活の支援を行います。

・実施施設

圏域	機関名	所在地	電話番号
西濃	西濃圏域発達障がい支援センター	〒503-0851 大垣市和合新町 1-79-1 いかわクリニック内	090-9228-7395
中濃	中濃圏域発達障がい支援センター	〒501-3938 関市桐ヶ丘 3-2 ひまわりの丘地域生活支援センター内	0575-23-2551
東濃	東濃圏域発達障がい支援センター	〒509-5142 土岐市泉町久尻滝ヶ洞 1512-2 岐阜県立はなの木苑内	0572-54-3521
飛騨	飛騨圏域発達障がい支援センター そらいろ	〒506-0058 高山市山田町 831-43	0577-35-6780

④強度行動障がい地域支援センター **知的 発達**

医療機関等と連携して、強度行動障がいのある方の支援に係る相談や関係機関への助言、連絡調整を行います。

・実施施設

圏域	機関名	所在地	電話番号
中濃	ひまわりの丘地域生活支援センター	〒501-3938 関市桐ヶ丘 3-2	0575-23-2551

(2) 障がい者の就労等に関する専門的な相談事業

①障害者就業・生活支援センター **共通**

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を行います。

【就業支援】・事業所に対する障がい者の雇用管理に係る助言

・職業準備訓練、職場実習のあっせん

・公共職業安定所、障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校等の関係機関との連絡会議の開催・連携

【生活支援】・日常生活の上での問題についての必要な指導や助言

・実施施設

圏域	施設名	所在地	電話番号 FAX 番号	活動区域
岐阜	岐阜障がい者就業・生活支援センター	〒500-8314 岐阜市鍵屋西町 2-20 多恵第二ビル 1F	TEL 058-253-1388 FAX 058-253-1388	岐阜市(長良川以南)、羽島市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
岐阜	清流障がい者就業・生活支援センター ふなぶせ	〒500-8211 岐阜市日野東 4-10-18	TEL 058-215-8248 FAX 058-215-8029	岐阜市(長良川以北)、山県市、瑞穂市、本巣市、各務原市
西濃	西濃障がい者就業・生活支援センター	〒503-2123 不破郡垂井町栗原 2066-2	TEL 0584-22-5861 FAX 0584-71-8200	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃	ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター	〒501-3938 関市桐ヶ丘 3-2	TEL 0575-24-5880 FAX 0575-23-4720	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃	東濃障がい者就業・生活支援センター サテライト t	〒507-0073 多治見市小泉町 2-93 ルミナス小泉 102 号室	TEL 0572-26-9721 FAX 0572-26-9722	多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市
飛騨	ひだ障がい者就業・生活支援センターぷりずむ	〒506-0025 高山市天満町 4-64-8 第一ビル	TEL 0577-32-8736 FAX 0577-32-6281	高山市、下呂市、飛騨市、大野郡

②障害者相談支援体制整備事業 **共通**

障がいの相談支援について、経験の豊富な社会福祉法人(施設)を拠点として、広域的に対応が必要な事業や就労支援などの専門的な相談支援を行う体制を整備します。

・実施施設

圏域	団体名	施設名	所在地	電話番号
岐阜	(福)万灯会	生活サポートはしま・相談支援センター	〒501-6232 羽島市竹鼻町狐穴 3040-1	058-392-2800

③発達障がい者支援コンシェルジュ設置事業 **発達**

発達障がい者の支援に関する相談員を広域的な活動拠点となる事業所に配置し、就労に重点をおいた相談・支援を行います。

・実施施設

圏域	施設名	所在地	電話番号	活動区域
岐阜	清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせ	〒500-8211 岐阜市日野東 4-10-18	058-215-8248	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃	西濃障がい者就業・生活支援センター	〒503-2123 不破郡垂井町栗原 2066-2	0584-22-5861	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃	ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター	〒501-3938 関市桐ヶ丘 3-2	0575-24-5880	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃	東濃障がい者就業・生活支援センター サテライト t	〒507-0073 多治見市小泉町 2-93 ルミナス小泉 102 号室	0572-26-9721	多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市
飛騨	ひだ障がい者就業・生活支援センターぷりずむ	〒506-0025 高山市天満町 4-64-8 第一ビル	0577-32-8736	高山市、下呂市、飛騨市、大野郡

④難病の方の就労相談 **難病**

公共職業安定所など関係機関と連携した電話、面談による就労相談を行っています。

・実施施設

機関名	所在地	電話番号	活動区域
難病生きがいサポートセンター	〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1	058-214-0870	県下全域

(3) その他の相談窓口等

①障害者生活支援センター **共通**

在宅の身体障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリング、介護相談等を行うことにより障がい者やその家族の地域における生活を支援します。

圏域	施設名	所在地	電話番号	設置年月日	設置主体	運営主体
岐阜	岐阜市障害者生活支援センター	〒500-8309 岐阜市都通 2-2	058-254-9204	H13. 4. 1	岐阜市	岐阜市身体障害者福祉協会
	羽島市障害者生活支援センター	〒501-6232 羽島市竹鼻町狐穴 719-1	058-393-0098	H15. 4. 1	羽島市	NPO 法人 岐阜羽島ボランティア協会
	各務原市障害者生活支援センター	〒504-8555 各務原市那加桜町 1-69	058-383-1126	H16. 4. 1	各務原市	各務原市
	本巣市障害者生活支援センター	〒501-0494 本巣市下真桑 1000	058-323-1145	H14. 10. 1	本巣市	本巣市
西濃	大垣市障害者生活支援センター	〒503-0922 大垣市馬場町 124	0584-78-8181	H9. 4. 1	大垣市	(社福)大垣市社会福祉協議会
	揖斐川町障害者生活支援センター	〒501-0614 揖斐川町長良大門 24-1	0585-21-3150	H12. 10. 1	揖斐川町	(社福)擁童協会
中濃	可児市障がい者生活支援センター ハーモニー	〒509-0207 可児市今渡 682-1	0574-62-5231	H11. 10. 1	可児市	(社福)可児市社会福祉協議会
東濃	障害者生活支援センター結	〒508-0032 中津川市栄町 1-1	0573-62-3320	H14. 10. 1	中津川市	(社福)ひがし福祉会
飛騨	高山市障がい者生活支援センター	〒506-0823 高山市森下町 1-208	0577-57-7294	H8. 10. 1	高山市	(一財)高山市福祉サービス公社
	飛騨市障がい者生活支援センター	〒509-4213 飛騨市古川町下気多 1407-1	0577-73-0160	H17. 4. 1	飛騨市	(社福)吉城福祉会

②身体障害者結婚相談所 **身障**

未婚身体障がい者の結婚問題に関する助言、指導のため身体障がい者結婚相談所を開設し、相談員を配置して相談に応じています。

問 (一財)岐阜県身体障害者福祉協会
岐阜市下奈良 2-2-1 福祉・農業会館内
TEL:058-273-1111 内線 2534
FAX:058-273-9308

③障がい者110番 **共通**

障がい者の権利擁護に係る相談やその他のさまざまな相談に対応するため、常設の相談窓口を設置しています。必要に応じて、弁護士・医師等が相談にあたります。

・対象者 障がいのある方、その家族及び福祉関係者等

(委託先 (一社)岐阜県手をつなぐ育成会)

問 TEL : 058-253-1881

④アクティブG障がい児(者)相談コーナー **身障**

アクティブG (JR岐阜駅構内)に障がい児・者の生活全般について、ピアカウンセラーを中心とした相談コーナーを設置しています。

相談場所：岐阜市橋本町 1-10-1 アクティブG 3F-345 kid's Dream 内

開設日時：土曜日、日曜日、祝日 11時～18時

(ただし、火曜日、12月31日～翌年1月2日を除く)

問 TEL : 058-266-7455

⑤岐阜県福祉総合相談センター(福祉なんでも110番) **共通**

障がいのある方や高齢者本人、家族等が抱える悩みごとや、福祉に関するあらゆる相談に総合的に応じます。来所、電話、FAX、メールによる相談を受け付けています。

(委託先 社会福祉法人岐阜県福祉事業団)

相談場所：岐阜市中2-470 岐阜県立寿楽苑2階

問 TEL：058-234-0110

FAX：058-234-0568

E-mail：soudan2@gifu-fukushi.jp

⑥岐阜県障害者権利擁護センター **共通**

使用者による障がい者虐待に関する通報又は届出の受理をはじめ、障がい者虐待に関する相談や相談機関の紹介、障がい者虐待防止のための情報提供や助言及び広報・啓発その他必要な支援を行います。

(委託先 岐阜県社会福祉士会)

場所：岐阜市下奈良2-2-1 福祉・農業会館5階

問 TEL：058-215-0618 (24時間・365日対応)

FAX：058-215-0619 (休日・夜間は受付のみ)

E-mail：gifu-syouken@poem.ocn.ne.jp (休日・夜間は受付のみ)

※通報・届出等の対応窓口は、「養護者による障がい者虐待」と「障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待」については市町村、「使用者による障がい者虐待」については市町村又は都道府県となります。

⑦岐阜県成年後見・福祉サービス利用支援センター **共通**

知的障がいや精神障がいなどで判断能力に不安のある方を対象に、福祉サービスの契約や利用料の支払い、日常生活に必要なお金の出し入れのお手伝い等を行う「日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)」を行っています。(契約後の援助には利用料がかかります。)また、成年後見制度の利用に関する相談対応や普及啓発、権利擁護人材の育成等を行っています。

問 (福) 岐阜県社会福祉協議会

(岐阜県成年後見・福祉サービス利用支援センター)

岐阜市下奈良2-2-1 福祉・農業会館内

TEL:058-274-7143

⑧岐阜県障がい者差別解消支援センター **共通**

障がい者差別解消広域専門相談員が中立的・専門的な立場から障がいを理由とする差別に関する相談に対応します。

(委託先 (一社) 岐阜県社会福祉士会)

場所：岐阜市下奈良2-2-1 福祉・農業会館5階

受付日時：月曜日～金曜日 9時～17時

(ただし、祝日及び12月29～翌年1月3日を除く)

問 TEL：058-215-9747

FAX：058-277-7217

E-mail：info@gifu-kaisho.jp

⑨障がいを理由とする差別に関する市町村相談窓口 **共通**

p.73～75「4. 市町村の担当機関」記載の担当課と同一

※担当課、担当係等の詳細は、下記の県ホームページで掲載しています。

http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/index_64691.html

□障害者差別解消法

平成28年4月1日に、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供を定めた「障害者差別解消法」が施行されました。

(内閣府ホームページ：<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>)

□岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例

平成28年4月1日(法施行と同日)に、障がいの有無に関わらず、県民誰もが分け隔てなく安心して暮らせる社会(「共生社会」)を目指す岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例が施行されました。

(関連ホームページ：http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/index_64691.html)